株 主 各 位

神戸市中央区脇浜町三丁月6番9号

ダンロップスポーツ株式会社 代表取締役社長 木 滑 和 生

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年11月6日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2017年11月7日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号 住友ゴム工業株式会社本社ビル13階ホール
 - ※会場が2017年3月24日開催の第14期定時株主総会と異なっております。ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
- 3. 目的事項

決議事項

第1号議案 当社と住友ゴム工業株式会社との吸収合併契約承認の件

第2号議案 剰余金の処分の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、会場受付開始時刻は午前9時とさせていただきます。
- ◎ 株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、 当社ウェブサイト(http://www.dunlopsports.co.jp/)において掲載することにより、お知 らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と住友ゴム工業株式会社との吸収合併契約承認の件

当社は、2017年8月29日開催の当社取締役会において、住友ゴム工業株式会社 (以下「住友ゴム」といいます。)を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社 とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、 住友ゴムとの間で吸収合併契約(以下「本合併契約」といいます。)を締結いたし ました。

つきましては、本合併契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本合併の効力発生日(以下「本効力発生日」といいます。)は2018年1月1日を予定しており、本議案をご承認いただきますと、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める上場廃止基準により、2017年12月27日付で上場廃止(最終売買日は2017年12月26日)となる予定です。

1. 本合併を行う理由

住友ゴムは、タイヤ、スポーツ、産業品他の3つの分野で事業を展開しており、2020年を目標年度とする長期ビジョン「VISION 2020」の目標達成に向け、着実に事業成長を図っております。タイヤ事業では、「DUNLOP」及び「FALKEN」をメインブランドとするタイヤを製造・販売しており、国内の低燃費タイヤ市場で高い支持を獲得しているほか、長期的な需要拡大が期待できる新興市場をはじめ北米、欧州を含めた海外展開を積極的に進めております。スポーツ事業では、当社を中心として、優れた性能を誇るゴルフ用品やテニス用品の開発のほか、フィットネスなどのウェルネス事業を展開しております。また、産業品他事業では、ゴム手袋及び介護用品などの生活用品から、成長が期待される制振ダンパーや医療用精密ゴム部品などの産業用資材まで多種多様な商品を提供しております。

一方、当社は、2003年7月に住友ゴムのスポーツ事業部門が分社独立して2006年10月に東京証券取引所市場第一部への上場を果たした住友ゴムグループスポーツ事業の中核を担う会社であり、ゴルフ・テニス用品の製造・販売、及びウェルネス事業を行っております。主力であるゴルフ用品では、「XXIO」、「SRIXON」及び2007年12月に買収したRoger Cleveland Golf Company、Inc.の「Cleveland Golf」の3つのブランドでグローバルに展開しており、テニス用品では、「DUNLOP」及び「SRIXON」のブランドで製造・販売しております。また、2014年10月にフィットネス事業を買収し、ゴルフ・テニススクール事業を合わせたウェルネス事業を、ゴルフ・テニス用品事業に次ぐ第3の柱にすべく拡大を進めております。

また、当社及び住友ゴムは、2017年2月1日に、共同でダンロップインターナショナル株式会社(以下「ダンロップインターナショナル」といいます。)を設立し、同社は2017年4月3日付でSports Direct International plc (以下「SDI社」といいます。)から、海外の「DUNLOP」商標権並びに「DUNLOP」ブランドのスポーツ用品事業及びライセンス事業を譲り受けております。住友ゴムグループは、ダンロップインターナショナルによるSDI社からの事業譲受により、タイヤ事業では欧米やインド、豪州等を除く世界の幅広いエリアで「DUNLOP」商標権の所有権者となり、スポーツ事業と産業品事業では、全世界で「DUNLOP」ブランドの商品を展開することが可能になっております。

このような状況のもと、今後、住友ゴムグループとして、「DUNLOP」ブランドのグローバルな価値向上を図る戦略を立案、推進し、既存の事業も含めたグループ全体の収益向上につなげることが重要な経営課題となっており、当社及び住友ゴムは、ダンロップインターナショナルを通じたSDI社からの事業譲受以降、当社、住友ゴム及びダンロップインターナショナルにおける、「DUNLOP」ブランドの活用方法について検討を進めてまいりました。

その結果、当社とダンロップインターナショナルのスポーツ事業を統合し、「DUNLOP」ブランドを活用したスポーツ事業の事業戦略を構築し、グローバル展開を加速させるとともに、スポーツ事業を住友ゴムに統合させることにより、住友ゴムの持つ資金力や材料・研究部門の経営資源と当社の持つスポーツ事業に精通した人材と経営資源を「DUNLOP」ブランドの価値向上及びスポーツ事業拡大のために活用することが、スポーツ事業及び、タイヤ事業を含む各事業の企業価値の最大化に資するとの結論に至り、今般、当社及び住友ゴムにおいて本合併を、また住友ゴム及びダンロップインターナショナルにおいて住友ゴムを吸収合併存続会社、ダンロップインターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、本合併と合わせて「本統合」といいます。)を、それぞれ実施することといたしました。

なお、本統合後のスポーツ事業は、当社の企業理念である「お客様のスポーツライフをもっと豊かに」を引き継ぎ、これまで培ってきた「XXIO」、「SRIXON」及び「Cleveland Golf」といったブランドに、全世界で展開が可能になった「DUNLOP」ブランドを加え、展開地域及び取扱い種目等の事業ドメインを拡大するとともに、住友ゴムグループの経営資源を生かしたブランド投資によりスポーツ事業の拡大を加速することにより、スポーツ業界におけるプレゼンスを高めてまいります。

2. 本合併契約の内容の概要

当社及び住友ゴムが2017年8月29日付で締結した本合併契約の内容は別紙1のとおりです。

3. 会社法施行規則第182条第1項各号に定める事項の内容の概要

- (1) 合併対価の相当性に関する事項
 - (1)-1. 合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項
 - (1)-1-1. 本合併に係る割当ての内容

会社名	住友ゴム (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)	
合併比率	1	0.784	
本合併により交付する株式数	住友ゴム普通株式: 9,008,330株 (予定)		

(注1) 株式の割当て比率

当社の普通株式1株に対して、住友ゴムの普通株式0.784株を割当て交付します。ただし、住友ゴムが保有する当社の普通株式(2017年9月15日現在17,509,600株)及び当社が保有する自己株式(2017年9月15日現在229株)については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式数

住友ゴムは、本合併に際して、住友ゴムの普通株式9,008,330株(予定)を本合併が効力を生ずる時点の直前時点(以下「基準時」といいます。)の当社の株主(ただし、当社及び住友ゴム並びに本合併に関して会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主を除きます。)に対して、割当て交付する予定ですが、交付する住友ゴムの普通株式は住友ゴムが保有する自己株式(2017年6月30日現在728,072株)及び本合併の効力発生日までに取得する自己株式を充当し、残数については新たに普通株式を発行する予定です。

また、住友ゴムの交付する普通株式数は、基準時までに当社が保有することとなる自己株式数(本合併に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、住友ゴムの単元未満株式 (100株未満) を保有することとなる当社の株主につきましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

住友ゴムの単元未満株式 (100株未満) を保有することとなる株主につきましては、単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ① 単元未満株式の買取制度(100株未満の普通株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、住友ゴムの単元未満 株式を保有する株主が、住友ゴムに対してその保有する単元未 満株式を買い取ることを請求することができる制度です。
- ② 単元未満株式の買増制度(100株への普通株式の買増し)会社法第194条第1項及び住友ゴムの定款第9条の規定に基づき、住友ゴムの単元未満株式を保有する株主が、住友ゴムに対し、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、住友ゴムの普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主に対しては、会社法第234条その他関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の住友ゴムの普通株式を売却し、当該売却に係る売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

(1)-1-2. 本合併に係る割当ての内容の根拠及び理由

本合併の合併比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、住友ゴムは大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、当社はPwCアドバイザリー合同会社(以下「PwC」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

当社及び住友ゴムは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた 合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の 財務状況、業績動向、及び株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で 真摯に交渉・協議を行いました。

住友ゴムにおいては、下記(1)-3-1「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から2017年8月28日付で受領した合併比率に関する算定書、TMI総合法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本合併比率は妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことが妥当であると判断いたしました。当社においては、下記(1)-3-1

「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である PwCから2017年8月28日付で受領した合併比率に関する算定書、顧問弁護士である弁護士大川治からの助言、支配株主である住友ゴムとの間で利害関係を有しないメンバーで構成される第三者委員会(詳細については、下記(1)-3-2「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。)から2017年8月28日付で受領した答申書を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本合併比率は、下記(1)-1-3②「算定の概要」に記載のとおり、PwCから受領した合併比率に関する算定書によれば、ディスカウンテッド・キャッシュフロー方式(以下「DCF方式」といいます。)の評価レンジの範囲内であり、また、市場株価基準方式の評価レンジの上限を上回ることから妥当な水準であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合 には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(1)-1-3. 本合併に係る割当ての内容の算定に関する事項

① 算定機関の名称及び当事会社との関係 PwC及び大和証券はいずれも、当社及び住友ゴムから独立した算定機 関であり、当社及び住友ゴムの関連当事者には該当せず、本合併に関し て記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

大和証券は、合併比率の算定について、両社の普通株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

住友ゴムの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法に おける合併比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果		
市場株価法	0.57~0.70		
DCF法	0.45~0.88		

市場株価法においては、2017年8月25日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価、並びに住友ゴムより「2017年12月期第2四半期累計期間の連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」が発表された2017年8月8日の翌営業日の2017年8月9日から算定基準日までの期間の終値単純平均株価を採用して算定しております。

DCF法においては、当社及び住友ゴムから提供を受けた2017年12月期から2020年12月期までの事業計画に基づき、当社及び住友ゴムが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社及び住友ゴムの企業価値及び株式価値を算定しております。

なお、DCF法の算定の基礎となる当社及び住友ゴムの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、2017年12月28日付で実施予定の当社が保有するダンロップインターナショナルの全ての株式の住友ゴムに対する譲渡(以下「本株式譲渡」といいます。)の実施が、合併比率の算定に与える影響は軽微であり、当該事業計画は、本合併及び本株式譲渡の実施を前提としておりません。

なお、住友ゴムは大和証券から普通株式の合併比率の公正性に関する 意見 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

他方、PwCは、当社及び住友ゴムが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を採用して算定を行いました。

住友ゴムの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価手法における合併比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果		
市場株価基準方式	0.570~0.695		
DCF方式	0.755~0.809		

市場株価基準方式では、2017年8月25日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の取引日における株価

終値の単純平均値及び出来高加重平均値、並びに住友ゴムにより「2017年12月期第2四半期累計期間の連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」が発表された2017年8月8日の翌営業日である2017年8月9日から算定基準日までの期間の株価終値の単純平均値及び出来高加重平均値を採用しております。

DCF方式では、住友ゴムについては、住友ゴムから提供を受けた2017年12月期から2020年12月期までの事業計画に基づき、住友ゴムが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって住友ゴムの企業価値を評価しております。割引率は5.62%~6.62%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。

当社については、当社から提供を受けた2017年12月期から2020年12月期までの事業計画に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって当社の企業価値を評価しております。割引率は5.68%~6.68%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。

PwCは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一 般に公開されている情報を原則としてそのまま使用し、採用したそれら の情報が全て正確かつ完全なものであること、合併比率の算定に重要な 影響を与える可能性がある事実でPwCに対して未公開の事実がないこ と等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検 証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿 外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評 価、鑑定又は査定は行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定 の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(事 業計画及びその他の情報を含みます。)については、現時点で得られる 最善の予測と判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に作成された ことを前提としています。なお、DCF方式による算定の前提とした両社 の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありま せん。また、両社の当該財務予測は、本合併の実施を前提としておりま せん。加えて、本株式譲渡の実施が、合併比率の算定に与える影響は軽 微であり、当該財務予測は、本株式譲渡の実施を前提としておりません。 PwCの算定結果は、2017年8月25日現在までの情報及び経済条件を反 映したものであります。

なお、当社はPwCから普通株式の合併比率の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(1)-2. 合併対価として住友ゴムの普通株式を選択した理由

当社及び住友ゴムは、本合併に係る当社の株式に対する対価として、吸収合併存続会社となる住友ゴムの普通株式を選択いたしました。

当社及び住友ゴムは、住友ゴムの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、当社の普通株式の保有数に応じて一部の株主において住友ゴムの普通株式について単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については、引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できること、及び当社の株主が吸収合併存続会社となる住友ゴムの株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、住友ゴムの普通株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(1) -3. 親会社である住友ゴム以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1)-3-1. 公正性を担保するための措置

当社及び住友ゴムは、住友ゴムが既に当社の発行済株式総数の60.38% を保有しており、当社は住友ゴムの連結子会社に該当することから、本合併は、当社にとって支配株主との取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断して、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者機関からの算定書の取得

当社及び住友ゴムは、それぞれ別個に独立した第三者算定機関として、住友ゴムは大和証券に、当社はPWCに、それぞれ普通株式の合併比率の算定を依頼し、両社の財務状況、業績動向、及び株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記(1)-1-1「本合併に係る割当ての内容」に記載の普通株式の合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しております。大和証券及びPWCの各算定書の概要は、上記(1)-1-3「本合併に係る割当ての内容の算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社及び住友ゴムは、いずれも、各第三者算定機関から普通株式の合併比率の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本合併に関する法務アドバイザーとして、住友ゴムはTMI総合法律事務所を、また当社は顧問弁護士である弁護士大川治を選任し、それぞれ本合併に関する諸手続並びに取締役会の意思決定の方法及び過程について、法的な観点から助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所

は当社及び住友ゴムから独立しており、重要な利害関係を有しておらず、 また、弁護士大川治は当社の顧問弁護士でありますが、住友ゴムから独立しており、重要な利害関係を有していません。

(1)-3-2. 利益相反を回避するための措置

本合併は、親会社である住友ゴムと子会社である当社が合併するものであり、利益相反構造が存在することから、当社は、本合併に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 利害を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本合併が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、2017年5月25日、支配株主である住友ゴムとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である山口利昭氏(弁護士、山口利昭法律事務所代表)、森俊明氏(公認会計士・税理士、BE1総合会計事務所パートナー)及び清水教博氏(当社独立社外取締役)、の3名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本合併を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(i)本合併の目的の正当性(本合併が当社の企業(事業)価値の向上に資するかを含む。)、(ii)本合併に係る交渉過程の手続きの公正性、(iii)本合併により当社の少数株主に交付される対価の妥当性、及び、(iv)上記(i)ないし(iii)その他の事項を前提に、本合併が当社の少数株主にとって不利益であるか否か、に関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、2017年6月22日から2017年8月23日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、当社役員等へのインタビューにおいて、本合併に至る背景、本合併の意義・目的、当社の状況、本合併によるシナジー及び本合併に関する交渉過程その他の本合併に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したほか、当社及び住友ゴムから提供を受けた関連書類等の精査を実施しております。

また、当社の第三者算定機関であるPWCから本合併に用いられる合併 比率の評価に関する説明を、当社の法務アドバイザーである弁護士大川 治から本合併に関する手続面における公正性を担保する措置の内容並び に本合併に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益 相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。第三 者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に協議 及び検討した結果、2017年8月28日に、本合併を行うという決議を当 社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものでない、 と認められる旨を内容とする答申書を当社の取締役会に対して提出して おります。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2017年8月29日開催の当社の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)における本合併に関する議案は、当社の取締役6名の全員一致により承認可決されており、かつ当社の監査役4名のうち、佐々木保行氏を除く3名全員が、本合併を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の監査役のうち佐々木保行氏は住友ゴムの常勤監査役を兼務していることから、利益相反について疑義が生じるおそれを排除するため、本取締役会における本合併に係る審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、上記①及び②記載の、当社における取締役会決議の方法、第 三者委員会の設置及び運営その他の利益相反を回避するための措置に関 して、当社の法務アドバイザーである弁護士大川治から法的助言を受け ております。

(1)-4. 住友ゴムの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する住友ゴムの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、住友ゴムが定めます。かかる取扱いは、法令及び住友ゴムの資本政策等に鑑み、相当であると考えております。

- (2) 合併対価について参考となるべき事項
 - (2)-1. 住友ゴムの定款の定め 住友ゴムの定款の定めは別紙2のとおりです。
 - (2)-2. 合併対価の換価の方法に関する事項
 - (2)-2-1. 合併対価を取引する市場 合併対価である住友ゴムの普通株式は、東京証券取引所市場第一部にお

っけ対画である住及コムの言題体式は、東京証分取が同り場所でいて取引されております。

- (2) -2-2. 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者 合併対価である住友ゴムの普通株式は、全国の各証券会社にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。
- (2)-2-3. 合併対価の譲渡その他の処分の制限の内容 該当事項はありません。
- (2)-3. 合併対価の市場価格に関する事項

住友ゴムの普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間の 月別最高・最低株価は、以下のとおりです。

月別	2017年 3月	2017年 4月	2017年 5月	2017年 6月	2017年 7月	2017年 8月
最高 (円)	1,956	2,025	2,141	2,017	2,044	1,953
最低 (円)	1,838	1,814	1,884	1,836	1,890	1,742

なお、住友ゴムの普通株式の最新の市場価格等については、東京証券取引所のウェブサイト(http://www.jpx.co.jp/)等にてご覧いただけます。

(2)-4. 住友ゴムの過去5年間にその末日が到来した各事業年度(最終事業年度を除く。)に係る貸借対照表の内容

住友ゴムは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の 規定により有価証券報告書を提出しております。

- (3) 本合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項 該当事項はありません。
- (4) 計算書類等に関する事項
 - (4)-1. 住友ゴムに関する事項
 - (4) -1-1. 住友ゴムの最終事業年度に係る計算書類等の内容 住友ゴムの最終事業年度に係る計算書類等の内容は別冊「住友ゴム工業 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(4) -1-2. 住友ゴムにおける重要な後発事象に関する事項

住友ゴムは、2017年2月10日付で、Micheldever Group Ltd. の全株式を224億24百万円で取得いたしました。なお、当該金額には、株式取得の相手先に支払う株式取得対価に加え、Micheldever Group Ltd. が株式取得の相手先に対して負っていた負債の返済額が含まれております。

また、住友ゴムの連結子会社であるダンロップインターナショナルは、2017年4月3日付で、Sports Direct International plcから、海外の「DUNLOP」商標権並びに「DUNLOP」ブランドのスポーツ用品事業及びライセンス事業を163億88百万円で譲り受けました。なお、当該金額は暫定的に算定された金額であり、当該譲受にかかる契約に基づく運転資本等の変動による調整を行った上で確定される予定です。また、当該金額には、譲受の相手先に支払う対価に加え、譲受の対象たる会社が譲受の相手先に負っていた負債の返済額が含まれております。

なお、ダンロップインターナショナルの概要は以下のとおりです。

名称 ダンロップインターナショナル株式会社

所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号

資本金 30億円

設立の時期 2017年2月1日

出資比率 住友ゴム 66.7%、当社 33.3%

(4)-2. 当社に関する事項

(4) -2-1. 当社における重要な後発事象に関する事項

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

吸収合併契約書

住友ゴム工業株式会社(以下「甲」という。)及びダンロップスポーツ株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (吸収合併の方法)

甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行い、甲は、本吸収合併により乙の権利義務の全部を承継する。

第2条 (合併をする会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲の商号及び住所

商号: 住友ゴム工業株式会社

住所:神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号

(2) 乙の商号及び住所

商号:ダンロップスポーツ株式会社

住所:神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号

第3条 (本吸収合併の効力発生日)

本吸収合併の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は2018年1月1日とする。 但し、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、 これを変更することができる。

第4条 (本吸収合併に際して交付する株式等)

- 1 甲は、本吸収合併に際して、効力発生日の直前時の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、乙の普通株式に代えて、本割当対象株主が保有する乙の普通株式の合計数(ただし、会社法第785条1項に基づく株式買取請求に係る株式数は含まない。)に0.784を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、前項に基づく普通株式の交付を行うにあたっては、乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.784株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に、1株に満たない端数があるときは、甲は、当該株式を、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第5条 (資本金及び準備金の額)

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が定めるものとする。

第6条 (本吸収合併の承認手続等)

- 1 甲は、本吸収合併が会社法第796条第2項本文に定める場合に該当するため、株主総会による本契約の承認を求めずに、取締役会の決議に基づいて本吸収合併を実行する。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関して株主総会決議を得るものとする。

第7条 (会社財産の引継ぎ)

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義 務を承継するものとする。

第8条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、それぞれの資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画(あわせて、以下「資産内容等」という。)に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条 (誓約事項)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、その資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本吸収合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならない。

第10条 (合併条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、甲又は乙の資産内容等に重大 な影響を及ぼす事象その他本吸収合併の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発 生した場合には、甲乙協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができる。

第11条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙との間に生じる一切の紛争の解決については、神戸地方 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上定める。

<以下余户>

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2017年8月29日

- 甲 神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号 住友ゴム工業株式会社 代表取締役 池田 育嗣
- 乙 神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号 ダンロップスポーツ株式会社 代表取締役 木滑 和生

住友ゴム工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は住友ゴム工業株式会社と称し、英文では Sumitomo Rubber Industries, Ltd.とする。

(所在地)

第2条 当会社は本店を神戸市に置く。

(日 的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 各種タイヤ・チューブの製造および販売
- 2. 工業用・家庭用・医療用・介護用その他各種ゴム製品の製造および販売
- 3. 各種スポーツ用品の製造および販売
- 4. 合成樹脂製品その他化学製品の製造および販売
- 5. 住宅用の機器、資材その他関連用品の製造および販売
- 6. 建築・土木・舗装・塗装・造園・防水その他各種工事の設計、施工、監理および請負ならびに関連機器、資材の製造および販売
- 7. 自動車の部品その他関連用品の製造および販売
- 8. ゴム・合成樹脂工業用の機械、器具、装置、材料および薬品(毒物、劇物を含む。)の製造および販売
- 9. コンピューター応用装置およびソフトウェアの製作および販売ならび に情報処理
- 10. 港湾施設、海洋施設の建設ならびに同施設建設用の機器、資材の製造および販売
- 11. フィットネス・トレーニング用器具および医療用具・介護用具の製造および販売
- 12. 電子・電気機器の部品の製造および販売
- 13. 各種精密金型および鋳鍛造品の設計、製造、加工および販売
- 14. ベッド、寝具およびその他付属品の製造および販売
- 15. 前各号に関する製造技術情報などの売買および技術指導
- 16. スポーツの施設および教室の経営ならびに興行

- 17. 倉庫業および貨物運送取扱業
- 18. 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理
- 19. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
- 20. 産業廃棄物処理に関する事業
- 21. 前各号に付帯する事業ならびにこれに関連する一切の事業

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済 新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し請求)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未 満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する ことができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の 株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主権の行使に関する手続きは、法令 または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるごと に招集する。
 - ② 当会社は、兵庫県または大阪府において株主総会を開催する。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使す ることができる株主とする。

(議 長)

- 第14条 取締役会長は株主総会の議長となる。
 - ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で 定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

- 第18条 当会社の取締役は15名以内とする。
 - ② 取締役は株主総会において選任する。
 - ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を2名以上選定する。
 - ② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
 - ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で 定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで 取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下報酬等という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任)

第27条 当会社の監査役は5名以内とする。

- ② 監査役は株主総会において選任する。
- ③ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に 記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配 当を行うことができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受取られないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、2017年8月29日、住友ゴム工業株式会社(以下「住友ゴム」といいます。)との間で、住友ゴムを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、2018年1月1日(予定)を効力発生日とする吸収合併契約(以下「本合併契約」といいます。)を締結いたしました。これに伴い、当社は、当期のこれまでの業績及び今後の事業展開等を勘案し、本合併契約に基づく吸収合併の効力が生じることを停止条件として、2017年12月期の期末配当に代えて、当社の2017年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主又は登録株式質権者に対して、以下のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

なお、中間配当として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間 配当金は1株当たり40円となります。

<剰余金の配当に関する事項>

- (1) 配当財産の種類会銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金30円 総額の上限869,994,510円 ※総額の上限の金額は、2017年6月30日時点の発行済株式の総数から自己株 式を除いた数である28,999,817株に1株当たり配当金を乗じた金額です。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2018年3月開催予定の住友ゴム定時株主総会の翌営業日

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号 住友ゴム工業株式会社本社ビル13階ホール

交 通 阪神電鉄「春日野道駅」下車、東出口2から東へ 徒歩5分 阪急電鉄「春日野道駅」下車、出口から南へ 徒歩10分 J R「灘 駅」下車、南口から南西へ 徒歩15分

【お願い】駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。







